

所得税と市・県民税の申告のお知らせ

申告書の作成はご自身で

◆所得税の確定申告 ⇒ 会場は「アピセ・関」

所得税確定申告会場	開設期間	時間
アピセ・関 (関市平和通7丁目5番地1)	2月14日(月)～3月15日(火) (土・日曜日を除く)	午前9時～午後5時

申告・納付期限は、申告所得税と贈与税が **3月15日(火)**
消費税および地方消費税が **3月31日(木)** です。

※開設期間中、関税務署(川間町)では申告書などの作成指導は行いません。(申告書の提出は受け付けます。)
また、申告に関する電話でのご質問などは、「アピセ・関」では受け付けていません。関税務署(☎22-2233)
へお尋ねください。(下記参照)

◆所得税の確定申告が必要な人

- ①事業(営業・農業)所得、不動産所得、雑所得(公的年金など)や一時所得などがあり、計算の結果、**所得税額が発生する人**
- ②給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ③給与を2カ所以上から受けている人
- ④給与を1カ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える人など

※確定申告をする人は、ご自身で所得税の申告書を作成してください。
※確定申告書は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)から作成できます。

◆確定申告で所得税が還付される人

所得税の確定申告をする必要のないサラリーマンなどでも、次の場合は確定申告により所得税が還付される場合があります(申告者本人名義の口座番号などが必要)。

- ①住宅ローンを組んで住宅を新築、購入などをした人
- ②多額の医療費を支払った人
- ③会社を退職し、年末調整をしていない人 など

◆無料税務相談所の開設

関税務署では所得税と消費税の申告について無料税務相談所を開設します。

昨年まで市役所・市民ホールにて開設していましたが、今年から会場が「アピセ・関」となります。

- 期間…2月16日(水)～28日(月)(土・日曜日を除く)
- 時間…午前9時30分～午後4時
- 場所…アピセ・関

照会先 関税務署 ☎22-2233(代表)

※税務署の代表電話は、自動音声によりご案内しています。国税に関する一般的な相談は「1」を、税務署からの照会やお尋ねは「2」を選択してください。

※なお、3月15日(火)までは、所得税、消費税、贈与税の申告に関する相談は「0」を選択してください。

要介護認定者などの税申告の各種控除 照会先 高齢福祉課 ☎27730

要介護認定者の「障害者控除適用」
税申告をする本人または扶養家族が障がい者に該当する場合は、障害者控除として一定金額を所得から差し引くことができます。
介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、次のいずれかに該当する方は、一部の場合を除いて、この障害者控除を受けることができます。
①身体障がい者に準ずる方
②知的障がい者に準ずる方
③常に寝たきりで、複雑な介護を要する方
※要介護認定者の障害者控除を受けるためには、市が発行する「障害者控除対象者認定書」の提示が必要ですので、該当すると思われる方は認定の申請をしてください。
おむつ代の「医療費控除」
介護保険の要介護認定を受けている方で、おむつ代の「医療費控除」を受けるのが2年目以降である場合は、一部の場合作を除いて、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する証明書により医療費控除を受けることができます。証明書の必要な方は、申請してください。

◆市・県民税の申告

⇒ 会場は「市役所、各地域事務所 ほか」

市・県民税申告会場	開設期間	時間
市役所 1階・市民ホール 洞戸事務所 板取事務所 武芸川事務所 武儀事務所 上之保事務所	2月16日(水)～3月15日(火) (土・日曜日を除く)	午前8時30分～午後5時15分
田原ふれあいセンター	2月22日(火)	午前9時30分～午後3時
西部地区公民館	2月24日(木)	午前9時30分～午後4時
富野ふれあいセンター	3月1日(火)	午前9時30分～午後3時

◆市・県民税の申告をしなくてもよい人

- ① 所得税の確定申告をする人
- ② 給与所得か公的年金所得だけで、勤務先や支払者から市へ支払報告書が提出されている人

◆市・県民税の申告が必要な人

平成23年1月1日現在、関市内に住所があり、平成22年中(平成22年1月～12月)に所得がある人で、次に該当する人は申告してください。

- ① 給与所得だけで、勤務先から市へ「給与支払報告書」の提出がされていない人(パートなど)
- ② 公的年金所得だけで、公的年金の支払者から市へ「公的年金等支払報告書」が提出されていない人
- ③ 給与所得や公的年金所得のほか、農業・不動産・配当などの所得がある人 など

※ 所得税は給与所得や退職所得以外の所得が20万円以下の場合、確定申告の必要はありませんが、市・県民税の申告は必要です。

※ 所得証明書や課税所得証明書が必要な人などは、所得がなくても市・県民税の申告が必要です。

▷ 市・県民税申告書は、税務課、西部支所、各地域事務所でお渡ししています。

なお、昨年に市・県民税申告書を提出した人には、2月上旬に申告書を送付します。

照会先 関市役所税務課 市民税係 ☎ 23-8893

◆申告に必要な書類など

- ① 印鑑(朱肉を使用するもの)
- ② 給与・公的年金などの「源泉徴収票」(コピーは不可)
- ③ 事業(営業・農業)所得や不動産所得などがあつた人は、「収支内訳書」(事前に、ご自身での作成が必要)
- ④ 医療費控除を受ける人は、平成22年中(平成22年1月～12月)に支払った医療費の領収書と「医療費の明細書(医療を受けた人ごと)」(事前に、ご自身での作成が必要)
- ⑤ 国民年金・生命保険料・地震保険料などの支払証明書
- ⑥ 国民健康保険税・介護保険料などの支払金額の分かるもの など